

令和5年度 「研修履歴活用アプリ」を活用した対話に基づく受講奨励に関する実施要領

奈良県教育委員会

1 対象となる教職員

市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校並びに県立学校に所属する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第2条に規定する臨時的に任用された者等を除く。）を対象とする。ただし、県費負担教職員に限る。

（臨時的任用教員の扱い）

臨時的任用教員について、法律に基づく研修履歴の記録及び対話に基づく受講奨励の対象ではないが、教育公務員特例法第21条第1項の規定により、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならないことにならないことから、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励を行うことも可能とする。

（事務職員の扱い）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条及び第37条の規定に基づく事務職員（地方公務員法第22条の3の臨時的任用職員も含むが、県費負担教職員に限る。）について、法律に基づく研修履歴の記録及び対話に基づく受講奨励の対象ではないが、地方公務員法第39条に基づき、教育公務員特例法第22条の3及び4に準じた研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励を行うことも可能とする。

2 研修履歴活用アプリの利活用

研修履歴の記録は、奈良県教育委員会（以下、「県教育委員会」という。）が開発する研修履歴活用アプリで記録し、校長及び教職員が常時アプリ内で閲覧できるものとする。また、研修履歴の記録の流れは後のフロー図のとおりとする。また、研修履歴活用アプリの利用方法については別にマニュアルを示す。

3 役割

県教育委員会	<ul style="list-style-type: none">○ 対象となる校長及び教職員の研修履歴の記録の作成及び管理○ 県立学校長及び市町村教育委員会へ対象となる校長及び教職員の研修履歴の情報提供○ 県立学校長への研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励○ 教職員研修計画に基づく体系的・計画的で持続的な資質向上の推進体制を整備
市町村教育委員会	<ul style="list-style-type: none">○ 市町村立学校長へ対象となる校長及び教職員の研修履歴の情報提供○ 市町村立学校長への研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励
校長	<ul style="list-style-type: none">○ 所属校の対象となる教職員への情報提供と研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励
教職員	<ul style="list-style-type: none">○ 教師の個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じて、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための取組

4 対話に基づく受講奨励

（学校管理職以外の教職員への対話に基づく受講奨励）

（ア） 学校管理職以外の教職員への指標等を踏まえた対話に基づく受講奨励は、校長が行う。

（イ） 対話に基づく受講奨励の方法、時期については、フロー図で示す対話の場面等を参考に、校長が定める。

※ 校長は、適切な権限の委任の下で、副校長・教頭等の学校管理職と役割を分担することも可能とする。

（校長等の学校管理職への対話に基づく受講奨励）

（ウ） 校長以外の学校管理職へは、上記（ア）、（イ）に準じて校長が行う。

（エ） 校長への対話に基づく受講奨励については次のとおりとする。

	指導助言者
県立学校長	県教育委員会
市町村立学校長	市町村教育委員会

5 研修履歴の記録の範囲

研修履歴の記録の範囲は、必須記録研修、任意記録研修及び研究活動とする。

区分	研修履歴に記録する研修の種類
【必須記録研修】	<ul style="list-style-type: none">○ 研修実施者が実施する研修○ 大学院修学休業により履修した大学院の課程等○ 県教育委員会が開設した免許法認定講習及び認定通信教育による単位の修得
【任意記録研修】	<ul style="list-style-type: none">○ 職務研修として行われる市町村教育委員会等が実施する研修等○ 学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修○ 教員等が自主的に参加する研修等 教職員支援機構、大学・教職大学院、民間企業等の様々な主体が主催する研修・講習等
【研究活動】	<ul style="list-style-type: none">○ 国・県・市町村による研究委託（指定）、教科等研究会等における研究活動、学校ごとに主題を設定した上で組織的に行う研究活動、その他教育に係る自主的な研究活動等

6 研修履歴の記録の内容

記録する項目は、研修等の区分、研修（研究）カテゴリ、教科等研修の教科等、キャリアステージ、研修に係る指標との関係、研修（研究）名、主催者（研究主体）、主催者（研究主体）の団体名、研修（研究）形態、研修（研究）日・期間等について記録する。また、研修（研究）後の理論と実践の往還による自己のリフレクションも記録する。

7 留意事項

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により行われる人事評価に関しては、校長等の管理職が、日常の職務行動の観察を通じて得られた情報などを総合的に踏まえつつ、期末面談等の機会に教職員が発揮した能力や挙げた業績を確認した上で評価が実施されるものであり、研修履歴や研修量の多寡そのものが人事評価に直接反映されるものではないことに十分留意すること。一方、研修を行った結果として教職員が発揮した能力や挙げた業績については人事評価の対象とすることができる。
- (2) 校内研修を中心に学校における組織的かつ日常的な学びの記録を蓄積し、年間を通じた校内研修の総括の場や面談等の場において、その蓄積された記録を基に振り返り、今後の学校全体としての組織的な学びの方針・内容等に反映することも教職員の資質向上のための取組として有効である。一方、記録することが過度な負担になること、記録すること自体が目的化することのないように留意すること。
- (3) 合理的な理由なく法定研修や教職員研修計画に定められた対象者指定の研修等に参加しない場合のほか、勤務上の支障がないにもかかわらず、必要な校内研修に参加しないなど研修の受講について課題のある教職員への対応については、県教育委員会と情報共有・相談の上、管理職等による服務指導または職務命令を通じて適切な研修受講を命じることができる。
- (4) 本要領に定めた事項の実施状況を勘案した上で、必要に応じて県教育委員会が管理職等への確認または指導を行う場合がある。

8 その他

- (1) 研修履歴の記録は、令和5年4月1日以降に受講した研修について記録することとする。
- (2) 県教育委員会は、個人情報について「奈良県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則」に基づいて、適切に取り扱うこと。また、県教育委員会は、研修履歴活用アプリの作成及び運用に当たって、一部の業務を県教育委員会から当該業務の委託を受けた業者において行うことがあり、この場合は、委託業者に対して、当該業務を遂行するために必要となる範囲で、個人情報の全部または一部を提供することがある。そのため、委託業務により個人情報を預託する場合、県教育委員会は適切な機密保持契約を委託業者と締結し、委託先を監督すること。
- (3) この要領に定めるもののほか、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の実施に関して必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年1月10日から施行する。

令和5年度 研修履歴の記録の流れ

研修履歴活用アプリでの申請及び閲覧には「いいネットなら」アカウントが必要

